

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	山末
日 時	平成30年6月8日(金曜日)	開 議	午後 3 時 00 分
		閉 議	午後 4 時 29 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者			
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

## 会 議 の 概 要

### 1 開 議

### 2 子どもの権利条例（仮称）について

#### <平本委員長>

お手元に条文（案）を配付した。この条文（案）に加筆・修正すべきものがあれば意見をいただきたい。また、5月8日から10日に行政視察を行った三市の子どもの権利の内容をまとめた資料を酒井委員に準備いただいたので配付する。

（資料配付）

#### <平本委員長>

資料の補足説明を願う。

#### <酒井委員>

現在の条例（案）には、子どもの権利について、定義のところで「児童の権利に関する条約に規定する権利をいう」としか書いておらず、具体的なことが書かれていない。特に大切にすべきものを条例の中に書き込んでいくのかどうかを議論した方がよいのではないかと考え、資料を作成した。視察を行った川崎市と岩倉市と以前に視察を行った豊島区で、どのように書かれているのかをまとめている。P1は、子どもの権利条約の中でどのように権利を定めているのかということだが、大きく分けて4つである。一般原則もこのとおりなので、それにプラスして書くのがよいのかどうか。岩倉市では条約にのっとって4つの権利が書かれているが、川崎市ではさらに追加して詳しい内容が書かれている。豊島区も独特の表現が使われている。こういったことを条例の中に書き込んでいくのであれば、どのような内容が考えられるのかということについて議論していきたい。

#### <富谷副委員長>

子どもにも理解してもらいたいので、条文をですます調にしてはどうか。

#### <馬場委員>

酒井委員から配布された資料を見ると、豊島区が子どもの権利をわかりやすく表現している。このような規定をしっかりと入れた方がよいと感じる。また、第4条に事業者等の責務を入れなくてもよいのか。

<平本委員長>

岩倉市の条例に事業者の責務が入っていた。前文に「社会全体で」という文言を入れているため、その中に事業者の責務も含め、社会全体で子どもが育つ環境にしていくという意味でとらえていた。これについて意見は。

<酒井委員>

富谷副委員長の意見について、川崎市では、広報の時点で子どもにもわかりやすいパンフレットを作成していた。内容は条例なので、ですます調にしてもわかりにくい。亀岡市の他の条例との兼ね合いを考えると、子どもの権利条例だけをですます調にするよりも、パンフレット等でわかりやすさを追求するのがよいのではないか。馬場委員の意見について、事業者の責務を規定している条例は他市にもあり、追加してもよいと思う。また、子どもの権利について、条約で規定されていることにプラスして書き込むのかどうか。書き込むのであれば何を書き込むのか。岩倉市では条約に沿って4つの権利を書かれているが、それは条約にプラスしてではない。亀岡市の条例に書き込むのであれば、条約で規定されている権利にプラスして定めた方がよいと思う。

<富谷副委員長>

パンフレットを新たにつくる作業はどちらにせよ必要になるかもしれないが、子どもが一目でわかる一つのものがつくれるとよいと思う。

<酒井委員>

岩倉市では子どもの権利条約に規定されている権利を書かずに改めて同じことを書かれているが、条約に規定されている権利にプラスして条例に規定する権利を保障していくということを表現できればよいと思う。

<齊藤委員>

第6条について、子どもの権利の日を設けてイベントを行ったとしても、ほとんどが市の職員になってしまうのではないか。

<平本委員長>

子どもの権利の日は、条約が採択された日に基づいており、他市の条例にも入っている。意見をいただいて入れるのかどうかを決定していきたい。

<小川委員>

他市でも盛り込んでいる。事業を押し付けるわけではなく、子どもの権利の日を周知するためにも入れておいてほしい。

<酒井委員>

必ずしもイベントを行う必要はない。学校で集中的に取り組む期間にするということも考えられる。第3項で「事業を行うものとする」と書いてあるが、それが難しいければ削ってもよい。権利の日を設けること自体が難しいのであれば、提言の中に子どもの権利を普及するための何かを1年に1回程度は実施してほしいということが入っていてもよいと思う。この部分は執行部との意見交換の中で考えていけばよいと思う。個人的には記念日規定を入れておいてほしい。

<齊藤委員>

「事業を行うものとする」の部分は、文言を調整してもらえればと思う。

<馬場委員>

事業を強制するのではなく、市が手助けをしていくというイメージだと思う。執行部との協議の中で調整していけばよいと思う。

<小島委員>

他の事業と一緒にできればよいと思う。「事業を行うものとする」としてしまうと

プレッシャーをかけてしまうかもしれない。

<平本委員長>

第6条第3項については、執行部との意見交換で内容を協議することとしてよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<齊藤委員>

権利が侵害された時の対応策がない。それを入れておかなければ子どもを守ることができないのではないか。

<小島委員>

理念条例とするのか、実効性のある条例にするのか。方向性を決めなければならない。

<馬場委員>

それに相当するものが第4条第2項だが、語尾が「努めるものとする」というように表現が弱い。児童相談所の連携について、目黒区での事件を考えると、「努めなければならない」としてもよいと思う。

<小川委員>

「努めなければならない」という形にしてもよいと思う。そうでなければ守っていけないのではないか。

<平本委員長>

これについて事務局はどう考えるか。

<議事調査係長>

第4条第2項については、本市に当てはめると、京都府の児童相談所と連携して努めていくことになると思う。確認をしていないため即答はできないが、府と市が連携に努めていくという内容を含んだ法律があると思うので、そこでの整合性をもって規定するのがよいと思われる。この部分については執行部との意見交換を行いながら決めていくのがよいと考える。また、先ほど議論のあった「事業を行うものとする」という規定について、予算を伴う条例の提案を禁止する規定はないが、執行部の意見を十分に聞いて慎重を期すことが望まれるという法の解釈もある。それらを踏まえて協議願いたい。

<平本委員長>

第6条第3項や第4条第2項は執行部との意見交換を行う中で決定していきたい。しかし、「事業を行うものとする」とするのは難しいと思う。第4条第2項は「努めなければならない」としたい。

<菱田委員>

齊藤委員の意見は皆が共通して思っていることだと思うので、条例の解説等の中に思いを必ず入れてほしい。

<酒井委員>

齊藤委員の意見は十分検討に値することだと思う。予算を伴うことについては執行部との調整が必要だが、相談と救済についての規定はあってもよいと思う。「相談窓口を設置するものとする」という内容は書けなくても、「相談や救済を受けることができる」というようにして、事業を伴わない形で入れるのも1つだと思う。その他にも、子どもの権利擁護委員などを規定している自治体もあるが、それについて皆からの意見があれば、それは提言書に入れ、条例には「相談・救済に努める」という内容にすればよいと思う。

<平本委員長>

入れられるのであれば入れたい。条文化できない内容は、我々がどのような議論をしてきたのかということ提言書等に盛り込み、条文はシンプルでよいと思う。

<齊藤委員>

そういった形でよいと思う。これは別の機会にテーマとして委員会で取り上げてもよいと思う。通報があった場合に、家庭に踏み込めるようにしなければならない。

<平本委員長>

条文化できればなおよい。6月議会中に条文を確定していくことになっているので、本日確定しなくてもよい。

<菱田委員>

施行日が気になっている。第8条に推進体制、第9条に財政上の措置が入っているが、施行日が4月1日であれば、平成32年度からしか対応してもらえないのではないか。2月1日や3月1日などにして、執行部が意識して反映できるようにしてはどうか。

<平本委員長>

施行日は最終的に執行部との調整になる。他に意見はあるか。

<酒井委員>

施行日は調整すればよいと思うが、9月議会で提案できれば予算等も十分に検討いただけるのではないかと思う。

<平本委員長>

スケジュール案では、6月議会中に条例の骨子作成、7月から8月に執行部との意見交換、7月から8月に政策提言集の作成、9月から11月に逐条解説の作成を行い、12月議会で議案上程、提案理由説明となっている。このスケジュールを踏まえて意見はあるか。

<小川委員>

施行日は執行部との意見交換を行う中で調整していけばよいと思う。

<馬場委員>

同意見で、意見交換で思いを率直に伝えてはどうか。

<平本委員長>

意見交換で思いを伝えていきたい。

<酒井委員>

第2条の子どもの定義について、他の自治体では18歳未満としたり、児童福祉法に規定する子どもとしていたり、自治体によっていろいろだが、例えば18歳未満とすると、高校生で18歳になると、同じ学校に通っているのに子どもではない子どもが出てくる。そのため、プラスアルファの規定を行っているところもある。それについて、皆はどのように考えるか。

<馬場委員>

子どもの権利条約ではどのように規定されているのか。

<酒井委員>

子どもの権利条約では18歳未満であり、その国の法律でそれよりも先に成人になるものは除くこととされている。例えば、日本では成年擬制がある。学校に行っている子どもは18歳になっても高校生だがどうなのかという議論が他のところであった。プラスアルファを規定しているところは、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適切であるもの」等としている。それが適切かどうかはわからないが、そういう追加の仕方もよいと思う。しかし、高校に通っている子どもよりも

高校に通っていない18歳の子どもをきちんと見ていく意識が必要である。それは条例の解説のところで入れてもらいたい。プラスアルファを条例に書き込まなかったとしても、そういったところをきちんと配慮してほしい。

<小川委員>

権利条約のことがあるので18歳未満だと思っていたが、逐条解説の中でプラスで定めてもよい。

<齊藤委員>

子どもなので15歳までかと思っていた。

<酒井委員>

条例案の規定では18歳であり、15歳未満とすると子どもの権利条約から後退してしまう。18歳よりも縮まることのないようにしてほしい。

<平本委員長>

それでは18歳未満とする。プラスアルファの部分については逐条解説等で説明していく。

<馬場委員>

このような議論があったということを書いておいていただければと思う。

<齊藤委員>

JRの料金も子ども料金ではなくなる。そういうことも含めて書いてもらえればと思う。

<酒井委員>

第2条第4号の「市民等」の中に活動する団体等も入れた方がよいのではないかと考えるがどうか。また、「事業者の責務」を入れるのであれば、定義にも事業者を入れる必要がある。

<平本委員長>

第2条第4号に活動団体を入れてはどうかという意見についてはどうか。

<小川委員>

団体を入れる必要性は。

<酒井委員>

個人だけではなく、いろいろな団体が子どもに関する活動をしている。団体を含めて責務の内容を考えていただくために入れておいた方がよいのではないか。「市民等」を「地域住民等」とし、その中に活動する団体を含め、事業者は別に号を設ければよいと思う。

<小島委員>

「市民等」の他に号を増やしてはどうか。

<平本委員長>

それがシンプルでよいと思う。

<馬場委員>

私も同じ意見で、団体の概念は第2条にそぐわない感じがしている。新たに入れる必要があれば入れたらどうか。

<平本委員長>

別立てで入れる方向で考えていきたい。

<菱田委員>

地域社会の関わり方を条例の中でどのように表現すればよいのか。目的の最後の部分に「子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現」とある。これが究極の目的だと思う。団体の中に自治会や子ども会等の活動団体も含めて考えてほし

- い。最近はいろいろな団体があるが、これまで関わってきたのはそういう団体であり、そういう団体も明確に位置付けて、そこに行政の支援もできればよいと考える。
- <平本委員長>  
そのような趣旨で入れていく。事業者の責務を条文化してはどうかという意見についてはどうか。
- <馬場委員>  
事務局の説明のとおり、意見交換で決めていけばよい。
- <酒井委員>  
事業者の責務を入れるかどうかについての事務局の説明はなかったと思う。執行部との意見交換を踏まえてということだが、事業者に子育てする人への配慮をしてほしいという思いは一致していると思うので、今でも決められるのではないか。
- <平本委員長>  
決まるのであれば決めておきたい。文言については調整が必要だが、方向性が決まるのであれば決めたい。
- <馬場委員>  
事業者は地域社会を形成する重要な一員なので、入れればよいと思う。
- <平本委員長>  
これについて意義はないか。  
(異議なし)
- <平本委員長>  
事業者の責務を入れる方向で進める。
- <小島委員>  
第4条第6項に入れるのか、別立てで入れるのか。
- <馬場委員>  
調整してもらえばよい。
- <小川委員>  
第4条の中に入れればよいと思う。
- <平本委員長>  
項目を増やす方向で調整していく。
- <馬場委員>  
事業者といった場合、家族経営から大企業まで入るので、定義について調べておいてもらいたい。
- <平本委員長>  
正副委員長と事務局で調整していく。
- <酒井委員>  
子どもの権利は、条約で定める権利に加えて条例で定めるということだと思うが、それでは、この条例で規定する権利はどうするのか。次回に意見を出すということではよいか。
- <平本委員長>  
閉議後に意見をいただいてもよい。
- <酒井委員>  
第3条の基本理念について、「次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない」とあるが、現在は1号しかない。2号以降に各委員からの意見を入れて追加していった方がよいと思う。それについても閉議後に意見を出すということではよいか。

<平本委員長>

本日も閉議後でもよい。

<酒井委員>

第7条の基本計画の策定までは、委員会として絶対に必要だという思いだったと思うが、検証や改定についても入れておくのかどうか。「進捗状況を毎年報告するものとする」となっているが、本当にこういうことができるのかということも執行部との調整になると思う。また、第4項は議会が主体となっているが、これはそのままでもよいか。

<菱田委員>

第10条は、議会からの提案なのでこの書き方になっているが、本来は「市は」となる部分である。そのため、「議会ならびに市は」としてはどうか。

<平本委員長>

第10条は「議会ならびに市は」とする。

<酒井委員>

第7条第4項についてはこのままでよいか。

<平本委員長>

これについて意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

このままの文言とする。

<酒井委員>

市民等と子どもを分けて定義したので、第7条第2項の「市民」を「市民等並びに子ども」としていただきたい。ただし、実際にこういうことをするのは難しいので、条文からなくなるかもしれない。その時は提言で、「市民の意見や子どもの意見を聞いてもらいたい」ということを残したい。

<平本委員長>

そのようにしていく。他に意見はあるか。

<小川委員>

次回でもよいが、条例のタイトルを協議したい。

<平本委員長>

提案があれば次回でもよいのでお聞きしたい。本日の意見を踏まえて再度調整する。意見や加筆する内容について、閉議後でもよいので、正副委員長に意見をいただければと思う。

### 3 その他

<平本委員長>

今回は6月18日(月)午前10時から議案審査を行う。

散会 ～16:29